

～松江市子ども医療費助成制度のご案内～

【子ども医療費助成制度とは】

保護者の経済的負担の軽減と子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進するための制度です。

医療機関・薬局等の窓口で『子ども医療費受給資格証』（以下「受給資格証」といいます。）を提示することにより、**保険診療医療費の自己負担が無料**になります。

『受給資格証』は申請により発行します。お子さまの健康保険証をお持ちの上、申請手続きを行ってください。



■ 1ヶ月・1医療機関あたりの本人負担限度額

区分	松江市子ども医療費助成制度			
	負担上限額			所得制限
	入院	通院	薬局等	
0歳～ 中学3年生	0円	0円	0円	なし
高校1年生～ 20歳未満 (慢性呼吸器疾患 等16疾患群)	2,000円	助成対象外	助成対象外	なし

※令和6年4月1日より中学生の通院医療費の自己負担が無料になりました。

※薬局等とは、薬局・柔道整復施術所・治療用装具製作所・訪問看護ステーションのことです。

※高校1年生～20歳未満（慢性呼吸器疾患等16疾患群）の助成を受けるためには別途手続きが必要です。（受給資格証の発行はありませんのでご注意ください。）

○診療を受ける際に、医療機関・薬局等の窓口で健康保険証と一緒に『受給資格証』を提示してください。

※島根県外の医療機関で個別に契約を結んでいる医療機関以外では『受給資格証』は使用できません。『受給資格証』が利用できる医療機関については「島根県国民健康保険団体連合会」のホームページをご覧ください。

○助成対象は保険診療分のみです。入院時の食事代・室料・病衣・文書料・予防接種等は助成の対象となりません。

【学校・保育施設におけるけがなどについて】

○学校・保育施設内でのけがで「日本スポーツ振興センター災害共済給付」により医療費助成が受けられる場合は、子ども医療費助成制度の利用はできませんので、まずは学校や保育施設にご相談ください。

○その他、第三者行為（交通事故等）におけるけがの場合も子ども医療費助成制度を利用することはできませんのでご注意ください。

【自己負担が発生する場合（受給資格証が利用できなかった場合）の還付請求】

医療機関・薬局等の窓口にて、『受給資格証』が利用できなかった場合は還付請求することにより自己負担額を返還します。

還付請求は本人負担額の請求を受けた日より 2年以内 に行ってください。

■ 還付請求の方法と手続きに必要なものは次のとおりです。

	受給資格証が利用できなかった場合	治療用装具や治療用眼鏡を 購入した場合
還付請求の方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 診療にかかった医療費を通常の自己負担割合で支払ってください ② 市役所または各支所市民生活課の窓口で還付請求を行ってください ③ 自己負担分を指定の口座に振り込みます 	<ul style="list-style-type: none"> ① 購入における費用を全額支払ってください ② ご加入の健康保険へ保険給付の申請をしてください ③ ②の給付を受けたのち、市役所または各支所市民生活課の窓口で還付請求を行ってください ④ 自己負担分を指定の口座に振り込みます
還付請求に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 領収書（受診者名、保険診療点数、領収印のあるもの） ② 口座（保護者名義）のわかるもの ③ 子ども医療費受給資格証 	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師の証明書もしくは弱視等治療用眼鏡等作成指示書 ② 領収書 ③ 保険者からの医療費支給決定通知書（給付額が分かる通帳のコピーでも可） ④ 口座（保護者名義）のわかるもの ⑤ 子ども医療費受給資格証 <p>※①から③はコピー可</p>

○ 治療用装具や治療用眼鏡の購入代を健康保険へ申請する際の注意点

「医師の証明書」「弱視等治療用眼鏡等作成指示書」「領収書」は市役所での還付請求にも必要なため、健康保険へ申請する前に必ずコピーをお取りください。

【高額療養費について】

○ 子ども医療費助成の範囲は、高額療養費の負担限度額までです。入院などで医療費が高額になった場合に、健康保険が負担する高額療養費を子ども医療費助成で肩代わり負担することがあります。この場合、健康保険に肩代わり分を請求するために「高額療養費支給申請書」の提出をお願いすることがあります。

その他、「子ども医療費受給資格証」の記載内容（住所、氏名、加入保険など）に変更がある場合、速やか（14日以内）に本庁子育て給付課もしくは各支所市民生活課にて届出をしてください。

【 問い合わせ・受付窓口 】

松江市役所 子育て給付課 給付係 《 11番窓口 》

〒690-8540 松江市末次町 86 番地 TEL 55-5326

（各支所 市民生活課でも受付しております）